



発行者 那珂川警察署松野駐在所 高橋 勇基

松野駐在所だより



令和7年11月号

TEL 0287-92-2895

「犯罪被害者等支援広報啓発強化月間」について!

- 実施期間
令和7年11月1日（土）～12月1日（月）までの間
- 犯罪被害者等は、犯罪被害にあうことにより、一種のショック状態が続き、心身の変調をきたすこともあります。時間や環境の変化によって現れ方も様々です。
犯罪被害者等が必要とする支援は、時間や場所、犯罪被害者等がおかれられた状況によって異なります。
被害者等が受けた被害の軽減、回復には、周囲の方々の理解や共感、配慮、協力が必要です。



少しでも不安のある方や関係者が悩んでいるなどあれば、迷わず、駐在所や警察署に連絡して下さい。

夜間における車両の運転について

夜間は、視界が悪く、歩行者等の発見が遅れ、重大な事故になりやすい時間帯です。

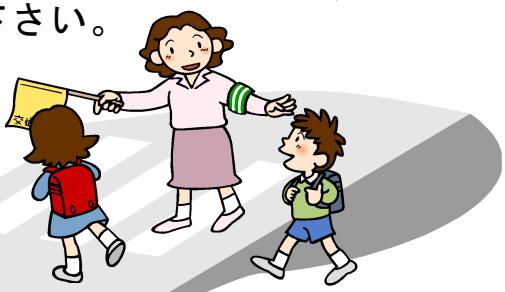
車両を運転する方は、

- ・スピードダウンの運転
- ・原則ハイビーム

を励行して下さい。

また、歩行者は、

- ・反射材等を使用し、自分の存在をアピールできる服装にして下さい。



火の用心！！

11月に入り、空気が乾燥してきました。

火や電気関係の管理をしっかりしましょう。

一度、火が燃え上がると簡単には消火できません。

大事な人や物を守るために、火の取り扱いには、注意しましょう。

